

令和 3 年度 第 2 回新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会報告書

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会規程第 2 条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法

医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者から令和 3 年度における業務等の進捗状況及びその他医療安全に係る体制について説明を受け、各種資料を確認し、監査を実施しました。

- ・実施日 令和 4 年 3 月 2 日（水）
- ・実施場所 医歯学総合病院 西診療棟 3 階 第一会議室
- ・出席委員 上村委員長、月岡委員、三部委員、田代委員、成田委員

2. 監査実施事項

- (1) 医療安全管理責任者の令和 3 年度業務報告について
- (2) 医薬品安全管理責任者の令和 3 年度業務報告について
- (3) 医療機器安全管理責任者の令和 3 年度業務報告について
- (4) 医療放射線安全管理責任者の令和 3 年度業務報告について

3. 監査の結果

(1) 医療安全管理責任者の令和 3 年度業務報告について

医療安全管理責任者から、令和 3 年度業務報告についての説明を受け、その後、患者の本人確認について、目標値の設定に対する達成状況、画像診断の未読について、見落としを防ぐ仕組みや緊急対応を要する所見の依頼科への連絡体制とその事例件数についてなどの質問がなされました。過日、当院が公表した医療過誤に関連し、資料にも記載されている TODO 通知の確立と充実した運用は非常に重要なことと考えられます。大学病院をはじめさまざまな病院で見落とし等が発生しているので、システムで防止することは大切であり、放射線科、内視鏡室、病理などの報告が、きちんと既読されているのかあるいは未読なのか、未読の場合は診療科に連絡が行くのか、改善に向けて取り組んでいただきたいと思います。現在は放射線科の画像診断においては進んでいますが、内視鏡診断、病理診断などについてもさらなる充実をお願い致します。

(2) 医薬品安全管理責任者の令和 3 年度業務報告について

医薬品安全管理責任者から、令和 3 年度業務報告について説明を受け、その後、薬剤疑義照会について、院外薬局 A と B の比較で用量についての変更率に差があること理由、処方箋に検査値を表示した場合の対応、疑義照会あるいは問い合わせについての対応、他の医療機関では処方箋に主な内科的検査値（腎機能、肝機能）の記載もあり当院での導入の見込みについてなどの質問がなされました。重大な問題となるものは確認されませんでした。院外調剤薬局とのさらなる連携、システムによる処方箋の検査値の記載などを模索していただきたいと思います。

(3) 医療機器安全管理責任者の令和3年度業務報告について

医療機器安全管理責任者から、令和3年度業務報告について説明を受け、重大な問題となるものは確認されませんでした。なお、診療科毎に仕様が違う機器が増加する傾向にあり、病院長主導による整備計画を進めていただきたいと思います。

(4) 医療放射線安全管理責任者の令和3年度業務報告について

医療放射線安全管理責任者から、令和3年度業務報告について説明を受け、重大な問題となるものは確認されませんでした。

4. その他

(1) 医療事故の発生報告について

事務局から、令和3年12月24日に医療事故2件が発生したことを公表したことの報告があり、誠に残念でありました。病院長から発生内容詳細と、再発防止及び改善のための仕組みを構築したこと、異常所見を認知するだけでなくその後に対応したか否かをチェックする体制により実施していることの説明を受け、再発防止及び改善に取り組んでいることを確認いたしました。

5. 総括

上記のとおり、新潟大学医歯学総合病院における各責任者等の業務状況については、良好であります。医療事故が発生したことを踏まえ、当院全体で高度な医療安全管理体制を構築するよう努めていただきたいと思います。

令和4年4月22日

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会

委員長 上村 朝輝